

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年6月9日	金額	5,820円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》
利用票 参照

①東海道新幹線
浜松—静岡往復
2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス
聖隷三方原病院—浜松駅往復
580円×2=1,160円

①+②=5,820円

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,820円	/	
		100 %	5,820円

支払証明書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

(整理番号 6-1)







下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和7年7月15日		
議員氏名 良知駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
遠鉄バス	2025/6/9 聖隷三方原病院ー浜松駅	580
遠鉄バス	2025/6/9 浜松駅ー聖隷三方原病院	580

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃(例:私鉄・路線バス等への現金乗車)及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年6月10日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()				
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他				
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 				
<<領収書貼付枠>> 利用証明書 参照 ①浜松 SA—静岡 SA : 1,710円 ②静岡 SA—浜松 SA : 1,710円 ①+②=3,420円	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート 25年 6月10日 10時16分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-671432 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 </td> <td style="text-align: center;"> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート 25年 6月10日 18時 9分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-673131 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 </td> </tr> </table>			ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート 25年 6月10日 10時16分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-671432 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート 25年 6月10日 18時 9分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-673131 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 浜松 SA スマート 料金所(至) 静岡 SA スマート 25年 6月10日 10時16分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-671432 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 静岡 SA スマート 料金所(至) 浜松 SA スマート 25年 6月10日 18時 9分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-105198-673131 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。				

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,420円	100%	3,420円

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	スマートフォン通信料		
年月日	令和7年4月1日～令和7年4月30日	金額	2,347円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	スマートフォン通信料 (2025年4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> 別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照	

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,695円	1/2 %	2,347円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座



(全31件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 XE

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	XE
001	2025年06月10日分	98,421円	6-4		出金	DCIト*	[編集]
002	2025年06月10日分	4,695円	6-3		出金	DCIト*/DCMX	[編集]
002	2025年06月23日分	2,420円	6-14		出金	SMBC(特少)	[編集]
003	2025年06月27日分	60,450円	6-19		出金	SMBC(特少)	[編集]
004	2025年06月27日分	39,204円	6-18		出金	初	[編集]



2025年6月10日のご利用代金明細表

2025年5月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2025年6月10日 (火)
お支払い合計額	4,695円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2010年12月2日

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

翌月一括払いを除き、商品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合や、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様	ご利用分									
#	25/04/30	ドコモご利用料金 / ID 5月分				4,695				
<お支払い金額総合計>						4,695				

株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
dカードセンター 0570-030-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
ホームページ <https://d-card.jp/>

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)		
◇基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ギガライト2	ステップ1:~1GB	合 算
	2,850	(内訳) ギガライト2		
	-170	(内訳) dカードお支払割		
	300	(内訳) spモード利用料		
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	0.9G	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,286	580	Xi通話料		合 算
	6	Xi・SMS通信料	4月ご利用分	合 算
	700	5分通話無料オプション定額料		合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 3	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計) 426	426	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計 4,695	4,695	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、4月末で	24年4か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ		
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。



ご利用中のお客様: 良知 駿一様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2025年5月28日 10:02

[2025年6月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	一般	照会月	2025年6月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2025年5月23日
カード番号	[REDACTED]		

お支払日	2025年6月10日
今回ご請求合計額	98,421円
(1)今回ご請求額	98,421円
(2)事前お支払額	0円
合計[(1)-(2)]	98,421円

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
2025/3/31	[REDACTED]	UQ WIMAXご利用料金	1回払い	4,821	4,821			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
2025/4/14	[REDACTED]	中部電力 25/04利用分	1回払い	7,476	7,476			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
2025/4/26	[REDACTED]	OPENAI *CHATGPT SUBS OPENAI.COM	1回払い	3,291	3,291	22	USD	149.591
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			

6-5

6-7

6-4

Receipt



Invoice number [REDACTED]
Receipt number [REDACTED]
Date paid April 26, 2025
Payment method [REDACTED]

OpenAI, LLC
548 Market Street
PMB 97273
San Francisco, California 94104-5401
United States
ar@openai.com
JP TRN T4700150127989

Bill to
SHUNICHI RACHI
〒431-1304
静岡県
浜松市浜名区
細江町中川7172-698
ラトゥール101
Japan
[REDACTED]

\$22.00 paid on April 26, 2025

Description	Qty	Unit price	Tax	Amount
ChatGPT Plus Subscription Apr 26 – May 26, 2025	1	\$20.00	10%	\$20.00
				Subtotal \$20.00
				Total excluding tax \$20.00
				\$2.00
				JCT - Japan (10% on \$20.00) (¥287)
				Total \$22.00
				Amount paid \$22.00

整理番号	6-5
------	-----

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要綱等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	モバイルルーター通信料		
年月日	令和7年3月1日～令和7年3月31日	金額	2,410円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	モバイルルーター通信料(2025年3月分)
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

別添 利用金額詳細 クレジットカード明細 参照

クレジットカードの口座引落しの原本は 7年 6月 整理番号 6-3 添付
 クレジットカードの明細の原本は 7年 6月 整理番号 6-4 添付

案分の理由 私用と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,821円	1/2 %	2,410円

良知 駿一 様

2025年4月ご請求金額 (2025年3月ご利用分)

ご利用内容	ご利用金額 (円)	備考
ご利用分	4,821	プラン契約期間13ヶ月目
基本料	4,380	3/1~3/31
ユニバーサルサービス料	2	
電話リレーサービス料	1	
消費税等 (10%)	438	課税対象額 4,383円

端末代金など一部料金の適格請求書は当書面ではなく、提供方法が異なります。

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	リモート会議用ソフトウェア利用料金(令和7年5月～令和8年3月 11ヶ月分)		
年月日	令和7年5月13日～令和8年3月31日	金額	10,713円

目的	無料プランでは対応できないリモート会議を企画する
使途	年間利用料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動における情報交換において長時間のリモート会議に対応するため。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書 クレジット明細書 参照 ①年間(2025/5/13～2026/5/12)利用料金 21,250円 ②消費税 2,125円 ①+②=23,375円 23,375円×11ヶ月分(2025/5～2026/03)÷12ヶ月=21,427円 (令和8年4月以降に、残金1,948円を充当する)	
クレジットカードの口座引落しの原本は 7年 6月 整理番号 6-3 添付 クレジットカードの明細の原本は 7年 6月 整理番号 6-4 添付	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	21,427円	1/2 %	10,713円

請求書

zoom

Zoom Communications, Inc.
55 Almaden Blvd, 6th Floor
San Jose, CA 95113

請求日: 2025年5月13日
請求書番号: [REDACTED]
お支払い条件: 請求書受領後の即時お支払い
お支払い期日: 2025年5月13日
アカウント番号: [REDACTED]
通貨: JPY
お支払い方法: [REDACTED]
アカウント情報: Shunichi Rachi

事業者登録番号: 00098
適格請求書発行事業者登録番号: T6700150118763

注文番号:

お客様の VAT / 納税番号:

販売先住所: 浜松市北区細江町中川7172-698, ラトゥール
101
浜松市北区, 4311304
Japan

rachi0814@gmail.com

請求先住所: 浜松市北区細江町中川7172-698, ラトゥール
101
浜松市北区, 4311304
Japan

rachi0814@gmail.com

請求明細

請求内訳	サブスクリプション期間	小計	税金、手数料、 各種料金	合計
品名: Zoom Workplace Pro Annual 数量: 1 単価: JPY21,250	2025年5月13日 - 2026年5月12日	JPY21,250	JPY2,125	JPY23,375
			小計	JPY21,250
		総額 (税金、手数料、各種料金込み)		JPY23,375
			請求残高	JPY0

税金、手数料、各種料金

品名	税金、手数料、各種料金の名称	裁判管轄	請求額	税金、手数料、追加料金の金額
Zoom Workplace Pro Annual	Consumption Tax 10.000%	Federal	JPY21,250	JPY2,125
			税金、手数料、追加料金の合計	JPY2,125

取引明細

			請求総額	JPY23,375
取引日付	取引番号	取引種類	説明	適用金額
2025年5月13日		入金 / 決済		JPY-23,375
			請求残高	JPY0

請求書に関するお問い合わせ

[こちらをクリック](#)

Zoom One は Zoom Workplace に名称が変更されます。こちらの名称変更による、現在ご利用中のサービスへの影響はございません。また Zoom IQ (営業向け) は Zoom Revenue Accelerator に名称が変更されました。お客様のサービスはそのままご利用いただけます。こちらの名称変更による、現在のサブスクリプション料金に変更はございません。

本プランには、月額または年額のサブスクリプション期間が設定されたプロダクトが含まれています。各プランのサブスクリプション期間、請求総額 JPY21250.00 (適用される税金および規制手数料が別途加算)、対象プロダクトの各サブスクリプション期間については、[請求の詳細] セクションに記載されています。お客様が解約しない限り、ご利用のサブスクリプションは各サブスクリプション期間ごとに、上記の価格 (更新時に適用される税金および規制手数料が別途加算) で自動更新され、zoom.us/billing にご登録済みのお支払い方法宛に請求されます。自動更新の解約はいつでも可能ですが、次のサブスクリプション期間の請求が行われないようにするためには、現在のサブスクリプション期間の最終日まで解約する必要があります。基本プラン (Zoom Meetings、Zoom Phone、Zoom Rooms) を解約するには、先にプラン内の他のすべてのサブスクリプションを解約する必要があります。解約した場合は、解約時の残りのサブスクリプション期間に対する返金は致しかねますのでご注意ください。解約をご希望の場合は、zoom.us/billing に移動し、[サブスクリプションの解約] をクリック、表示されるプロンプトに従って解約を確定することで解約が可能です。Zoom が価格設定を変更する場合、その旨をお客様に通知しますが、以降のサブスクリプション期間では変更後の価格で請求する可能性もありますのでご了承ください。

電気ご使用量のお知らせ

2025年4月分

2025年4月14日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一様

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[REDACTED]	11	[REDACTED]
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	50A	
ご使用場所		
静岡県 浜松市 浜名区 細江町 中川 7172-698 ラトゥール 101		

ご請求額
7,476円
(うち消費税等相当額 679円)
電気のご使用量
213kWh
(日数: 31日間)
【参考: 前年同月の情報】
・ご使用量 209kWh
・日数 29日

検針日	ご使用期間	ご使用日数
4月14日	3月14日~4月13日	31日

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数29日)
213kWh	209kWh

計器番号128 第1計器		
当月指示数	15848.1	
前月指示数	15635.1	
差引	213.0	

翌月 (5月分) のご案内	検針日	5月15日
	ご使用期間	4月14日~5月14日
	燃料費調整単価(税込)	2円84銭/kWh

ご請求額	7,476円
(うち消費税等相当額)	679円
[ご請求額内訳]	
基本料金	1,605円 70銭
電力量料金 1段料金	2,740円 80銭
2段料金	2,539円 83銭
(うち燃料費調整額)	349円 32銭

おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	743円

【再掲】 託送料金相当額	2,138円
(うち各種負担金相当額)	12円 78銭



○2025年4月分の燃料費調整単価には国による電気料金支援 (値引き単価:1円30銭/kWh)が含まれています。

当月燃料費調整単価 (税込)	1円64銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	3円49銭/kWh

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年6月11日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()		
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<<領収書貼付枠>> 利用証明書 参照 ①浜松SA—静岡SA : 1,710円 ②静岡SA—浜松SA : 1,710円 ①+②=3,420円	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート 25年 6月11日 9時52分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-115198-674237 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 静岡SAスマート 料金所(至) 浜松SAスマート 25年 6月11日 16時54分 <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A02506-115198-675135 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,420円	100%	3,420円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡ウェルネスフォーラム キックオフセミナーへの出席・意見交換		
年月日	令和7年6月13日	金額	5,820円

目的	静岡県が推進する食品・ウェルネス産業の振興及び健康寿命の延伸を目的とする「静岡ウェルネスプロジェクト」の理解を深めるため
使途	交通費
政務活動・県政との関連性	本セミナーは、静岡県が産学官金連携のもとで設立した「静岡ウェルネスフォーラム」のキックオフイベントであり、今後の食品・ウェルネス産業政策や健康政策推進に関する施策立案に資するものである。産業委員長として、県民の幸福度向上に寄与する施策について理解と意見交換を深めることは政務活動として極めて重要である。

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松ー静岡往復

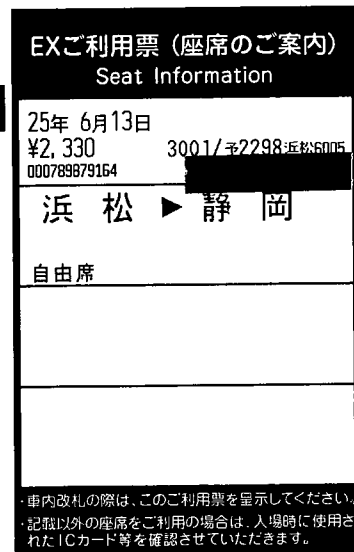
2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス

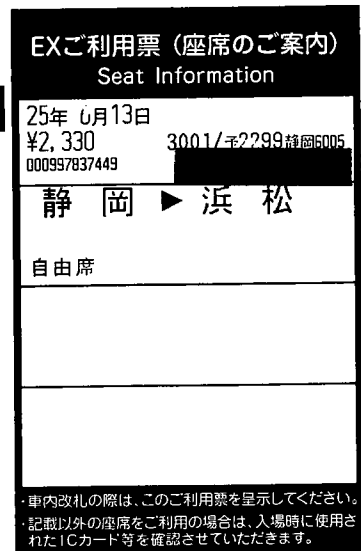
聖隷三方原病院ー浜松駅往復

580円×2=1,160円

①+②=5,820円



このご利用票はきつぷぐではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきつぷぐではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,820円	100%	5,820円

支払証明書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

(整理番号 6-9)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和7年7月15日		
議員氏名 良知駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
遠鉄バス	2025/6/13 聖隷三方原病院ー浜松駅	580
遠鉄バス	2025/6/13 浜松駅ー聖隷三方原病院	580

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃(例:私鉄・路線バス等への現金乗車)及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「第1回静岡県次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム」に出席・意見交換を行った。		
年月日	令和7年6月16日	金額	5,820円

目的	静岡県が推進する次世代エアモビリティ産業創出に関する取組の全体像を把握し、実証フィールドや航路の活用方針、産学官連携の方向性について理解を深めること。
使途	交通費
政務活動・県政との関連性	県が新産業として重点を置く次世代エアモビリティ分野の政策形成・推進に関与するための基礎情報を得るとともに、地域の産業振興や雇用創出に資する議会活動に活用するためである。

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松—静岡往復

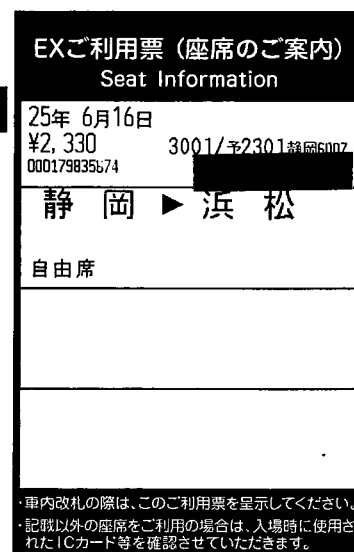
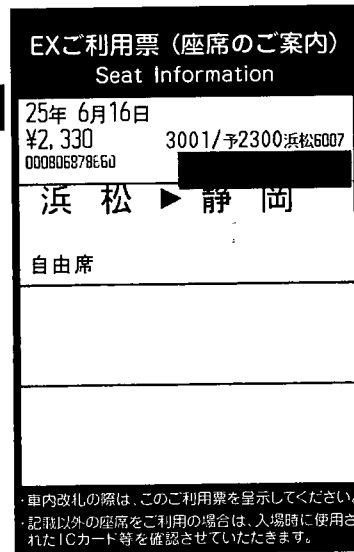
2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス

聖隷三方原病院—浜松駅往復

580円×2=1,160円

①+②=5,820円



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,820円	100%	5,820円

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 6-10)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
令和7年7月15日		
議員氏名 良知 駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
遠鉄バス	2025/6/16 聖隷三方原病院ー浜松駅	580
遠鉄バス	2025/6/16 浜松駅ー聖隷三方原病院	580

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「駿河湾・海洋DX 先端拠点化計画 キックオフセレモニー」に出席し、関係者との意見交換を行った。		
年月日	令和7年6月19日	金額	5,820円

目的	静岡県が推進する海洋DXの先端拠点化構想の内容を把握するとともに、関係機関との連携強化や政策形成への足掛かりとするため。
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	本県が重点的に取り組む「海洋DX」推進に係る事業であり、今後の産業振興・研究開発支援・国際連携の可能性について検討を深め、県政施策への反映を図る上で重要な政務活動である。

《領収書貼付枠》

利用票 参照

①東海道新幹線

浜松—静岡往復

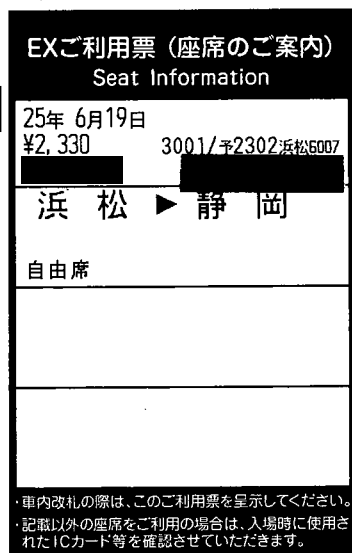
2,330円×2=4,660円

②遠鉄バス

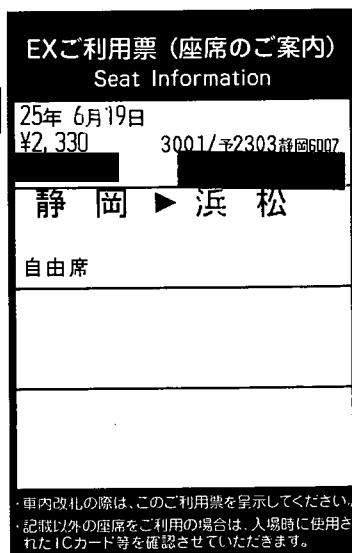
聖隷三方原病院—浜松駅往復

580円×2=1,160円

①+②=5,820円



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません



このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,820円	/	5,820円
		100%	

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 6-11)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

令和7年7月15日

議員氏名 良知 駿一

支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
遠鉄バス	2025/6/19 聖隷三方原病院—浜松駅	580
遠鉄バス	2025/6/19 浜松駅—聖隷三方原病院	580



※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年6月20日	金額	3,720円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ 地元要望活動調査 ・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・ その他調査 (委員長業務)
用途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>> 利用証明書 参照 ①浜松SA—静岡SA : 1,710円 ②静岡SA—浜松いなさ : 2,010円 ①+②=3,720円	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号: T4180001056169 料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート 25年 6月20日 9時 7分 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A03506-202242-484439 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号: T4180001056169 料金所(自) 静岡SAスマート 料金所(至) 浜松いなさ 25年 6月20日 16時50分 通行料金 ¥2,010- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A03506-202242-484835 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
	046	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,720円	100%	3,720円

整理番号	6-13
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2025年6月分)		
年月日	令和7年6月1日~令和7年6月30日	金額	990円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》
領収書参照

良知駿一様

しんぶん赤旗
領収書
2025年6月分
990円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中央区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

8%対象	917円(税抜)	消費税	73円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

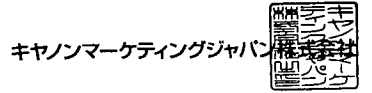
領収年月日
6/22

扱者
[Redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	990円	100%	990円



2025年05月16日



登録番号：T5010401008297

ご請求書（お引落のお知らせ）

良知駿一事務所 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。

お引落日：2025年06月23日

お引落口座：[Redacted]

お客様番号：[Redacted]
 請求書No.：[Redacted]
 締日：2025年05月分
 ご請求額（税込）：¥2,420-

契約書No.	設置先名	良知駿一事務所	請求期間	2025/04/15~2025/05/15	伝票No.	[Redacted]	
製品名	1R-ADVC3520F-3	シリアルNo.	[Redacted]				
		今回値	前回値	控除数	ご使用数		
1	カラーコピー	200	195	0	5		
2	カラープリント	3,229	3,207	0	22		
3	ブラック	68,681	68,524	1	156		
品名	カウンター保守料金				数量・月数	単価	
		合算基本料金			1	2,000	
		MG期間延長割増	(10.00%)			200	
<各種サービス料金合計>						料金合計（税抜）	2,200
						（10%対象）	2,200
						消費税等	220
						ご請求額合計	2,420

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / !...8%税率対象品目 / X...全額ご入金済 / レ...一部ご入金済


支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読(2025年6月分)		
年月日	令和7年6月1日~令和7年6月30日	金額	400円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》
領収証 参照



領 収 証

ラトゥール 101

良知駿一事務所 様

2025年 6月分

お問合せNo. [REDACTED]

(9999) 0.00クレ

(8%対象 0 税 0)

(10%対象 400 税 36)

銘柄名(※軽減税率対象)	部数	金額	備考
三遠南信Biz	1	400	

合計金額	400
------	-----

毎度ご購入、まことに有難うございます。上記の金額、正に領収致しました。

朝刊配達スタッフ募集中！
ご興味のある方は、是非ご連絡下さい！
短時間で効率よく収入がアップします！
男女問わず、幅広い年代が活躍中です！
(証券No. 9-2025/06/23 17:39:41)

浜松市北区細江町気賀2-9-6
(有)中日新聞細江専務所
金原啓介
TEL 053-522-1111
FAX 053-522-1111
登録番号 T5-0801-0201-5889

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	/	400円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	電話代		
年月日	令和7年4月1日～令和7年5月31日	金額	5,121円

目的	事務所電話代
使途	電話代 (R7.4~R7.5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	

<p>《領収書貼付枠》 別添 払込受領証・請求内訳 参照</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は左側の紙をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りしないでください。(金融機関・CVS用)→お客様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご請求先氏名 良知 駿一 様</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2025年 6月ご請求分</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>金額(円) ¥10,243-</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>領収日附印 25.6.25</p> </div> <p>収入印紙貼付欄</p>
--------------------------------------	--

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,243円	1/2 %	5,121円

請求書 (西日本ご利用分)

431-1304
 浜松市浜名区細江町中川7-172-698

郵便区内特別

ラトウール 101号
 良知 駿一様



025062101040860216



13831

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 6月17日発行
 発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
 東京都港区港南1-2-70
 お問合せ先 0800-3335550 (無料)
 【還付先】
 〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
 -0005 DPスクエア東桜10F
 社用コード M20021221001 13831 13764 00 E
 61.110000 10 25060310E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2025年 6月ご請求分	10,243円	2025年 6月30日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 10,243円 うち消費税等 931円

ご請求額合計 10,243円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 6月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		5月分	
◇NTT西日本ご利用分			
5,454	2,900	フレッツ 光ネクスト M利用料 2025年4月よりフレッツ 光ネクストへ自動移行しました。	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日~ 4月30日 電話番号 1053-523-7400	合算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 4月 1日~ 4月30日	合算
	400	複数チャンネル使用料 4月 1日~ 4月30日	合算
	100	追加番号使用料 4月 1日~ 4月30日	合算
	232	ひかり電話 (通話料) 4月 1日~ 4月30日	合算
	400	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日~ 4月30日	合算
	21	ひかり電話 (IP電話への通話料) 4月 1日~ 4月30日	合算
	6	ユニバーサルサービス料他 4月 1日~ 4月30日 2番号分	合算
	495	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	5,454	(小計)	
		6月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,789	2,900	フレッツ 光ネクスト M利用料 2025年4月よりフレッツ 光ネクストへ自動移行しました。	合算
	500	ひかり電話 (基本料) 5月 1日~ 5月31日 電話番号 1053-523-7400	合算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 5月 1日~ 5月31日	合算
	400	複数チャンネル使用料 5月 1日~ 5月31日	合算
	100	追加番号使用料 5月 1日~ 5月31日	合算
	16	ひかり電話 (通話料) 5月 1日~ 5月31日	合算

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2025年6月分)		
年月日	令和7年6月1日～令和7年6月30日	金額	8,100円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》
領収証 参照

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No. 良知 駿一 101 振様

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
*静岡新聞	1	3,300		8,100 円
*日本経済新聞朝刊	1	4,800		
10%対象 0 (内消費税 0)				2025 年 06 月分
8%対象 8,100 (内消費税 600)				領収致しました。(引落日) 2025 年 06 月 26 日

株式会社 ニュース細江 登録番号: T6080401019163

浜松市浜名区細江町中川543 本店 053-522-0261

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,100円	100%	8,100円

支出証拠書

4/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和7年6月分)		
年 月 日	令和7年6月1日~令和7年6月30日	金 額	19,402 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p> <p>支払根拠は 令和7年5月整理番号 5-7 参照</p> <p>口座引落しの原本は 7 年 6 月 整理番号 6-3 添付</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	38,804 円	1/2	19,402 円
		%	

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6/2	県政報告 (ラジオ番組にて)	事務所—中央区千歳町地内 (駐 車場) (往復)	16.1
6/4	意見交換 (小規模校)	事務所—伊目小学校	5.5
6/4	要望ヒアリング	伊目小学校—引佐町金指地内 —事務所	11.6
6/10	議員総会・議案件名説明・事業ヒアリング	事務所—県庁 (往復)	157.6
6/11	事業ヒアリング・静岡県米国関税対策連絡会議 傍聴	事務所—県庁 (往復)	157.6
6/11	未来への森づくりタウンミーティングに出席・意 見交換	事務所—引佐多目的研修センタ ー (往復)	13.4
6/12	意見交換 (県立高校入試)	事務所—浜松市教育会館 (往復)	7.8
6/13	要望活動	事務所—浜松市北行政センター (往復)	9.8
6/15	要望ヒアリング	事務所—三ヶ日町大谷地内—三 ヶ日町福長地内—三ヶ日町平山 地内—三ヶ日町釣地内—三ヶ日 町岡本地内—三ヶ日町摩訶耶地 内—三ヶ日町三ヶ日地内—三ヶ 日町日比沢地内—事務所	52.1
6/16	要望ヒアリング	事務所—三ヶ日町鶴代地内—三 ヶ日町上尾奈地内—三ヶ日町下 尾奈地内—三ヶ日町大崎地内— 事務所	44.1
6/17	意見交換 (教員業務)	事務所—気賀小学校 (往復)	7.2
6/19	要望活動	事務所—浜松市北行政センター	4.9
6/19	要望ヒアリング	浜松市北行政センター—引佐町 井伊谷地内—事務所	17.1
6/20	委員長業務・事業ヒアリング	事務所—県庁	78.3
6/20	要望ヒアリング	県庁—引佐町川名地内—引佐町 伊平地内—事務所	94.9
6/21	要望ヒアリング	事務所—引佐町渋川地内—引佐 町谷沢地内—引佐町奥山地内— 引佐町黒淵地内—引佐町横尾地 内—事務所	49.5
6/23	要望ヒアリング	事務所—都田町地内 (往復)	16.8
6/27	事業ヒアリング	事務所—浜松市北行政センター (往復)	9.8
6/29	要望ヒアリング	事務所—引佐町横尾地内—引佐 町井伊谷地内—引佐町花平地内 —引佐町三岳地内—都田町地内 —滝沢町地内—事務所	41.0
合 計			795.1

整理番号	6-21
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用 (令和 7 年 6 月分)		
年月日	令和 7 年 6 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日	金額	113,547 円

目的	政務活動を補助する職員雇用
使途	6 月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添 雇用実績表 給与支払い明細書 参照 ①給与+通勤手当 $85,762 \text{ 円} \times (42 \text{ h} / 74 \text{ h}) = 48,675 \text{ 円}$ (政務活動費充当分) ②給与+通勤手当 $108,145 \text{ 円} \times (57 \text{ h} / 94.5 \text{ h}) = 65,230 \text{ 円}$ (政務活動費充当分) ③雇用保険料 $594 \text{ 円} \times (57 \text{ h} / 94.5 \text{ h}) = 358 \text{ 円}$ (政務活動費充当分) 【合計】 ①+②-③=113,547 円 (政務活動費充当分)	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	113,547 円	100%	113,547 円

給与支払明細書

令和 7年 6月分

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額	
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計		
83,620 円	2,142 円	85,762 円	0 円	0 円	0 円	85,762 円	
						受領印	
						受領日	7月2日

給与支払明細書

令和 7年 6月分

氏名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額	
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計		
106,785 円	1,360 円	108,145 円	0 円	594 円	594 円	107,551 円	
						受領印	
						受領日	7月2日

雇用実績表

6月分	氏名	[REDACTED]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	日			
2	月	3.5	1.5	政務調査 来客対応
3	火	3.5	2	書類整理 政務調査 電話対応
4	水	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
5	木	3.5	2	政務調査 電話対応
6	金	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査
7	土			
8	日			
9	月	3.5	2	支出証拠書作成 郵便物共有作業 電話対応
10	火	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話対応
11	水	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話対応
12	木	3.5	2	書類整理 政務調査 電話対応
13	金	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話対応
14	土			
15	日			
16	月	3.5	2	書類整理 政務調査 電話対応
17	火	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話対応
18	水	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
19	木	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
20	金	3.5	2	書類整理 政務調査 電話対応
21	土			
22	日			
23	月	4	2.5	支出証拠書作成 郵便物共有作業 電話対応
24	火	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
25	水	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
26	木	3.5	2	支出証拠書作成 スケジュール管理 電話対応
27	金	3.5	2	支出証拠書作成 政務調査 電話対応
28	土			
29	日			
30	月	3.5	2	資料作成 政務調査 電話対応
31				
計		74	42	

上記のとおり雇用したことを証明する。

2025年 7月 1日
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) {42時間00分} × 単価 [1,130円] = 47,460円

②総支給額 { 円 } × (B) / (A) = 円

雇用実績表

6月分	氏名	[REDACTED]
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	政務活動業務内容	
			うち政務活動業務時間数	
1	日			
2	月	4.5	4	スケジュール管理 郵便物共有作業 資料作成
3	火	4.5	2.5	資料作成
4	水	4.5	3.5	資料作成 書類整理
5	木	4.5	4	郵便物共有作業 支出証拠書作成 政務調査
6	金	4.5	2	資料作成
7	土			
8	日			
9	月	4.5	1.5	郵便物共有作業
10	火	4.5	2	資料作成
11	水	4.5	0	
12	木	4.5	2.5	郵便物共有作業 支出証拠書作成
13	金	4.5	4	郵便物共有作業 政務調査 支出証拠書作成
14	土			
15	日			
16	月	4.5	4	支出証拠書作成 政務調査
17	火	4.5	3.5	支出証拠書作成 電話対応 資料作成
18	水	4.5	2	郵便物共有作業 資料作成
19	木	4.5	2	郵便物共有作業 書類整理
20	金	4.5	3	郵便物共有作業 資料作成
21	土			
22	日			
23	月	4.5	2	書類整理 資料作成
24	火	4.5	3	資料作成 電話対応
25	水	4.5	3	電話対応 スケジュール管理 資料作成
26	木	4.5	2.5	電話対応 スケジュール管理
27	金	4.5	4	電話対応 郵便物共有作業 書類整理
28	土			
29	日			
30	月	4.5	2	電話対応 郵便物共有作業 書類整理
計		94.5	57	

上記のとおり雇用したことを証明する。

2025年 7月 1日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [57時間00分] × 単価 [1,130円] = 64,410円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオ出演 (浜松エフエム放送株式会社/KENGI DE Night!)		
年月日	令和7年6月1日~令和7年6月30日	金額	35,165円

目的	県政について広報する
使途	出演料
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書・振込明細 参照 ①番組料金 35,000円 ②振込手数料 165円 ①+②=35,165円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	35,165円	/	35,165円
		100%	

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0705001 受付日時 2025年07月05日 20時14分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



金融機関名 **ハマツヱバンク**

支店名 **神戸**

科目 **普通預金**

口座番号 **698431**

振込・振替先口座

受取人名 **ハマツヱバンク(カ)**

金額 **35,000円**

引落合計金額 **35,165円 (税込手数料165円)**

指定日 **07月05日**

振込依頼人名 **オノノ**

取消確認

戻る

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	労働保険 (令和 6 年度分)		
年月日	令和 7 年 7 月 10 日	金額	28,550 円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 雇用実績表参照 労働保険適用者： XXXXXXXXXX 令和 6 年度(令和 6 年 4 月~令和 7 年 3 月)の業務時間を案分 $44,703 \text{ 円(納付金額)} \times 699.5 \text{ 時間(政務活動費業務時間)} \div 1095.25 \text{ 時間(雇用総時間)} = 28,550 \text{ 円(政務活動費充当分)}$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	28,550 円	100%	28,550 円

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

静岡労働局

※取扱庁番号

00075420

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和

07

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
					1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:令和は9)

9-7 9-7

納付の目的	※収納区分	※認決区分	※内証券受領
1. 令和 7年度 1期 (全期又は1期)	62		
2. 令和 6年度 確定			
(住所) 〒431-1304 浜松市浜名区 細江町中川 7172-698 ラトゥール101 (氏名) 良知駿一事務所 良知 駿一			
殿 E			
納付の場所	収納機関番号	納付番号	確認番号

内 訳	労働 保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	7	6	5	9
	一般 拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
											7
	納付額 (合計額)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							7	7	7	0	3

あて先
〒420-8639

静岡市葵区追手町9-50
静岡地方合同庁舎

静岡労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付等



(納付者渡し)

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

雇用実績表

年	月	雇用総時間(時間)	政務活動費業務時間(時間)
令和6年	4月	94.25	63.75
	5月	89.75	51.25
	6月	86	54.25
	7月	99.75	60.75
	8月	94	55
	9月	91.5	50.5
	10月	99.25	60.5
	11月	90	59
	12月	92	72
令和7年	1月	86.5	54
	2月	81.5	52.5
	3月	90.75	66
合計		1095.25	699.5

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	情報処理学会会費(年度更新)		
年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	金 額	10,800 円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政に ICT を活用していかなければならない。ICT は進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 2025 年度正会員費：10,800 円 (2025/04/01~2026/03/31)	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・ その他 (定款)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,800 円	/	10,800 円
		100%	

〒431-1304
 静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
 ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

一般社団法人情報処理学会 (201902504)

2025年07月16日

領 収 書

良知駿一事務所(良知 駿一) 様

下記のとおり領収いたしました。

〒101-0062
 東京都千代田区神田駿河台1-1
 化学会館4F
 一般社団法人 情報処理学会
 登録番号：T6010005015598



領収額 ￥10,800-

日付	年度	品 名	金額
2025/7/16	2025	2025年度正会員費	10,800

合計	￥10,800	内消費税	￥0
課税対象外	￥10,800	内消費税	￥0

*軽減税率対象

請求明細に関する適用税率毎の内訳は次のURLをご確認ください。⇒ <https://www.ipsj.or.jp/annai/other/shohizei.html>

お問合せなどは、下記までご連絡ください。

◇連絡/照会先
 一般社団法人情報処理学会 事務局
<https://www.ipsj.or.jp/>
 E-Mail : shop_support@ipsj.or.jp
 Tel. (03)3518-8374 Fax. (03)3518-8375

[学会について](#) > [情報処理学会とは](#) > [定款](#)

定款

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日：昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴：昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴：平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

一般社団法人としての定款変更履歴：平成22年6月18日認可、平成22年7月1日（一般社団法人への移行登記日）施行（※平成22年5月31日の旧法人最終改訂に同じ）、平成26年6月4日、平成27年6月3日

第1章 総 則

第2章 目的および事業

第3章 会員および社員

第4章 社員総会

第5章 役 員

第6章 理事会

第7章 資産および会計

第8章 定款の変更、合併および解散等

第9章 委員会等

第10章 情報公開等

第11章 補 足

附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会（Information Processing Society of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
 - (2) 情報処理関連技術の普及・実践
 - (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
 - (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
 - (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
 - (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専（専攻科1年以下）、大学（学部3年生以下）の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない（当該代表会員は、役員解任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等の権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由のあるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合（任意退会、除名）のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面（開催通知）に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散および残余財産の処分
 - (5) その他法令またはこの定款で定められた事項
3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条（定足数）および第19条（決議）の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。
4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。
6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不

当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。

7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 役員（理事および監事）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること

(4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(2) 規則の制定ならびに変更または廃止

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、役員全員の前で同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員の選任
- (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部(以下、委員会等という)を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第44条の書類(事業計画および予算)
 - (6) 第45条第1項の書類(事業報告および決算書類)
 - (7) 監査報告書
 - (8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿ならびに書類
2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。

○平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 :

業務執行理事 :

監事 :

○平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 :

業務執行理事 :

監事 :

3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

› 学会について › 情報処理学会とは › 定款

個人会員の入会費用一覧

個人会員の入会費用一覧

会員区分	入会金	会費	オプション*2		
			論文誌ジャーナル購読費	総合デジタルライブラリ	研究会登録費
時期/期間	入会時	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1	年度単位*1
消費税*3	対象外	対象外	税込価格	税込価格	税込価格
名誉会員	—	無料	5,500円	11,000円	
正会員	2,000円	10,800円	5,500円	11,000円	参考：登録費一覧
正会員（終身会員）	—	会誌あり：半額 会誌なし：免除	5,500円	11,000円	
学生会員	免除	4,800円	5,500円	11,000円	1つ無料 2つ目から上記のとおり
ジュニア会員*4	免除	無料	—	—	—

*1.本会の年度は、4月～翌年3月です。会費、オプション費用は年度額でご請求いたします。

*2.オプションは希望者のみのご登録です。

*3.消費税は、10%の価格となっております。

*4.ジュニア会員は、オプションの申込は不要です。同等のサービスを無料で受けられます。

詳しくはこちら⇒[個人会員の入会手順](#)

★特記事項★

- ・論文誌ジャーナル購読費、総合デジタルライブラリ、研究会登録費は希望者のみがかかります。
- ・正会員には「入会金免除（5学会協定）（日本機械学会）」「正会員会費相互割引（海外協力協定学会）」の制度があります。入会申込【本申請】画面から申請します。入会金免除の場合は在会中の国内学会が発行する在会証明書、会費割引の場合は海外協力協定学会の会員証の写しが必要となります。提出方法は本会からご案内いたします。
- 詳しくはこちら⇒ [入会金免除締結学会（国内）](#)、[協力協定学会との正会員会費相互割引制度](#)
- ・研究会登録費は毎年度改定します。学生会員は研究会登録費が1つ無料になります。
- 研究会登録費はこちら⇒[研究会登録費・刊行物一覧](#)（税込）
- ・ジュニア会員は会費無料で会誌（冊子）の配布はありません。電子図書館のみの閲覧となります。

[研究会に登録する](#)

→

> [入会方法](#) > [個人会員の入会費用一覧](#)